

令和6年度

中津市脱炭素社会推進事業補助金のご案内

中津市では、脱炭素社会の実現を推進するため、太陽光発電設備や蓄電池設備、ZEH住宅、EV(電気自動車)の導入に対する費用の一部を助成します。

なお、補助金交付申請手続きをされる方は、必ず「中津市脱炭素社会推進事業補助金交付要綱」の内容をご確認ください。

1.	補助対象となる人.....	1
2.	補助対象となる設備と補助要件.....	1
3.	申請の受付.....	4
4.	申請から交付までの流れ.....	5
5.	補助金の額.....	6
6.	申請に必要な書類.....	6
7.	補助金の交付決定.....	10
8.	実績報告.....	10
9.	補助金の交付請求.....	10
10.	補助金の交付決定の取り消し又は補助金の返還.....	10
11.	その他.....	10
12.	Q&A.....	11

1. 補助対象となる人

補助金申請時に次に掲げる要件を全て満たす人です

個人

- ① 対象設備を導入する市内の住宅に居住していること。又は居住予定があること。
- ② 対象設備の導入に要する費用を負担していること。
- ③ 設備を導入する個人が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。又は同法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- ④ 市税の滞納がないこと。
- ⑤ 対象設備について、国や県の補助金の交付を受けていないこと。(補助対象が電気自動車の場合を除く)

※住宅とは:自ら居住し、その人の住民票に記載されている住所にある建築物をいい、居住部分が過半数を占める店舗棟との併用建築物も含まれます。ただし、賃貸住宅や別荘などとして一時的に使用する場合や、申請者が居住せず賃貸、販売等の営利目的とする建築物は除きます。

事業者

- ① 本市に事業所等を有する事業者であること。ただし、PPA 又はリース実施事業者の場合はこの限りではない。
- ② 対象設備を導入する事業所等が市内であること。
- ③ 対象設備の導入に要する費用を負担していること。
- ④ 設備を導入する個人又は法人、その主体の構成員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。又は同法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- ⑤ 市税の滞納がないこと。
- ⑥ 対象設備について、国や県の補助金の交付を受けていないこと。(補助対象が電気自動車の場合を除く)

2. 補助対象となる設備と補助要件

各対象設備において、次の要件を全て満たすものです。

太陽光発電設備

【共通】

- 太陽光発電設備が発生させた電気を、当該太陽光発電設備が設置された建物等(住宅展示場に設置された住宅や別荘等常時居住しないと市長が認める住宅等を除く。)、又は同一敷地内の住宅若しくは事業所において消費していること。
- 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。)に基づくFIT制度又はFIP制度の認定を取得しない設備であること。
- 令和6年4月1日以降に契約し、申請時点において対象設備の工事着工前であること。ただし、補助対象設備が設置された市内の新築建売住宅を購入する場合は、引渡し前であること。

- 商用化され、導入実績があるもの。また、中古設備でないこと。
- 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給(自己託送)を行わない設備であること
- 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと
- 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(資源エネルギー庁)に定める遵守事項に準拠して事業を行うこと(ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く。)
- 交付決定後に設備工事を着工し、令和7年2月28日までに事業終了後の実績報告書を提出すること。

【個人】

- 導入する設備により発電する電力量の **30%以上** を自家消費すること。
- 設備導入による効果を1年間市に報告すること。**
- ※自家消費率が 30%に満たない場合は補助金を返還して頂く可能性があります。

【事業者】

- 導入する設備により発電する電力量の **50%以上** を自家消費すること。
- 設備を導入する事業所の設備導入による効果を市に報告すること。**
- 設備を導入する事業所の省エネ診断を実施し、その結果と今後取組みを進める事業所の省エネ施策の報告書を市に提出すること。
- ナレッジシェアの会に参加するとともに設備の導入経緯や導入後の事業効果等を共有すること。
- ※自家消費率が50%に満たない場合は補助金を返還して頂く可能性があります。

【PPA 又はリース事業者】

- 個人の住宅に設置する場合、上記の【共通】及び【個人】の要件を満たすこと。
- 事業所に設置する場合、上記の【共通】及び【事業者】の要件を満たすこと。

蓄電池設備 次に掲げる要件をすべて満たすもの ※個人のみ申請可能

- 上記に該当する太陽光発電設備の附帯設備であること(蓄電池単体の導入は補助対象外)
- 令和6年4月1日以降に契約し、申請時点において対象設備の工事着工前であること。ただし、補助対象設備が設置された市内の新築建売住宅を購入する場合は、引渡し前であること。
- 1kWh あたりの価格が 15 万5千円(工事費込み、税抜き)以下の蓄電池設備であること
- 原則として太陽光発電設備により発電した電気を蓄電するものであり、停電時のみに利用する非常用予備電源ではなく、平時においても充放電を繰り返すことを前提とした設備であること
- 定置用の設備であること
- 商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備でないこと。
- 交付決定後に設備工事を着工し、令和7年2月28日までに事業終了後の実績報告書を提出すること。

ZEH住宅 次に掲げる要件をすべて満たすもの ※個人のみ申請可能

- 中津市内に、常時居住する新築戸建住宅を建築予定、または常時居住する新築戸建建売住宅を購入予定であること。
- 令和6年4月1日以降に契約し、申請時点において工事着工前であること。ただし、市内の新築戸建建売住宅を購入する場合は、支払いや引渡しを終えていないこと。
- 住宅の外皮性能は、強化外皮基準(平成28年省エネルギー基準(η AC値、気密・防露性能の確保等の留意事項)を満たした上で、UA値0.6[W/m²K]以下)であること。
- 設計一次エネルギー消費量は、再エネ等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上削減されていること。
- 太陽光発電設備等の再エネ発電設備を導入すること。(売電を行う場合は全量買取方式ではなく、余剰買取方式によること。)
- 設計一次エネルギー消費量は、再エネ等を加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上削減されていること。
- 申請する住宅について、BELS評価書などにより、「ZEH」であることを示す証書を取得すること。
- 中津市内に事務所を有する法人または個人事業者に建築を依頼すること。
- 交付決定後に工事を着工し、令和7年2月28日までに事業終了後の実績報告書を提出すること。

EV(電気自動車)

【共通】

- 自動車検査証の初度登録年月日が令和6年3月1日から令和7年2月28日までの車両であること。
- 経済産業省が行うクリーンエネルギー自動車導入促進補助金の対象となる電気自動車のうち国産車かつ新車であること。
- 外部給電機能を有する車両であること。
- 災害時に中津市の要請に応じて非常用電源として電源供給に協力すること。
- 補助を受けた車両は原則として4年以上使用すること。
- リースの場合、リース期間は処分制限期間(4年)以上であること。
- リースの場合、補助金はリース会社に交付するため、補助金相当額を反映したリース料金が設定されていること。
- 令和7年3月31日までに事業終了後の実績報告書を提出すること。

【個人】

- 実績報告書提出時点で、自宅に太陽光発電設備及びEV充電設備を設置していること。

【事業者】

- 電気自動車の導入による効果を市に報告すること。
- 電気自動車を導入する事業所の省エネ診断を実施し、その結果と今後取組みを進める事業所の省エネ施策の報告書を市に提出すること。
- ナレッジシェアの会に参加するとともに設備の導入経緯や導入後の事業効果等を共有すること。

【リース事業者】

- 使用者が個人の場合、上記の【共通】の要件を満たすこと。
- 使用者が事業者の場合、上記の【共通】及び【事業者】の要件を満たすこと。

3. 申請の受付

受付期間

令和6年5月1日(水)～ 受付時間:午前8時30分～午後5時15分

※予算額に達した場合は、受付を終了いたします。

○太陽光発電設備・蓄電池、ZEH 住宅:令和7年2月28日(金)までに実績報告書を提出する必要があります

○電気自動車:令和7年3月31日(月)までに実績報告書を提出する必要があります

受付窓口

中津市役所 本庁3階 環境政策課

各支所総務・住民課でも受付可能です。

申請方法

上記受付窓口へ必要書類一式を持参もしくは郵送してください。

郵送の場合は、本庁環境政策課宛てにお送りください。

(〒871-8501 中津市豊田町 14 番地 3)

※郵送の場合、書類が環境政策課へ到着した日が受付日となります。

※必要書類の各種様式は上記受付窓口にご用意しているほか、中津市ホームページからもダウンロードできます。

申請時期の注意事項

【太陽光発電設備および蓄電池設備】【ZEH住宅】

○補助金の交付決定後に対象設備に係る工事を着工する事業が対象となります。工事着工後の申請はできません。

○補助金の審査には2週間程度要するため、余裕を持って申請してください。

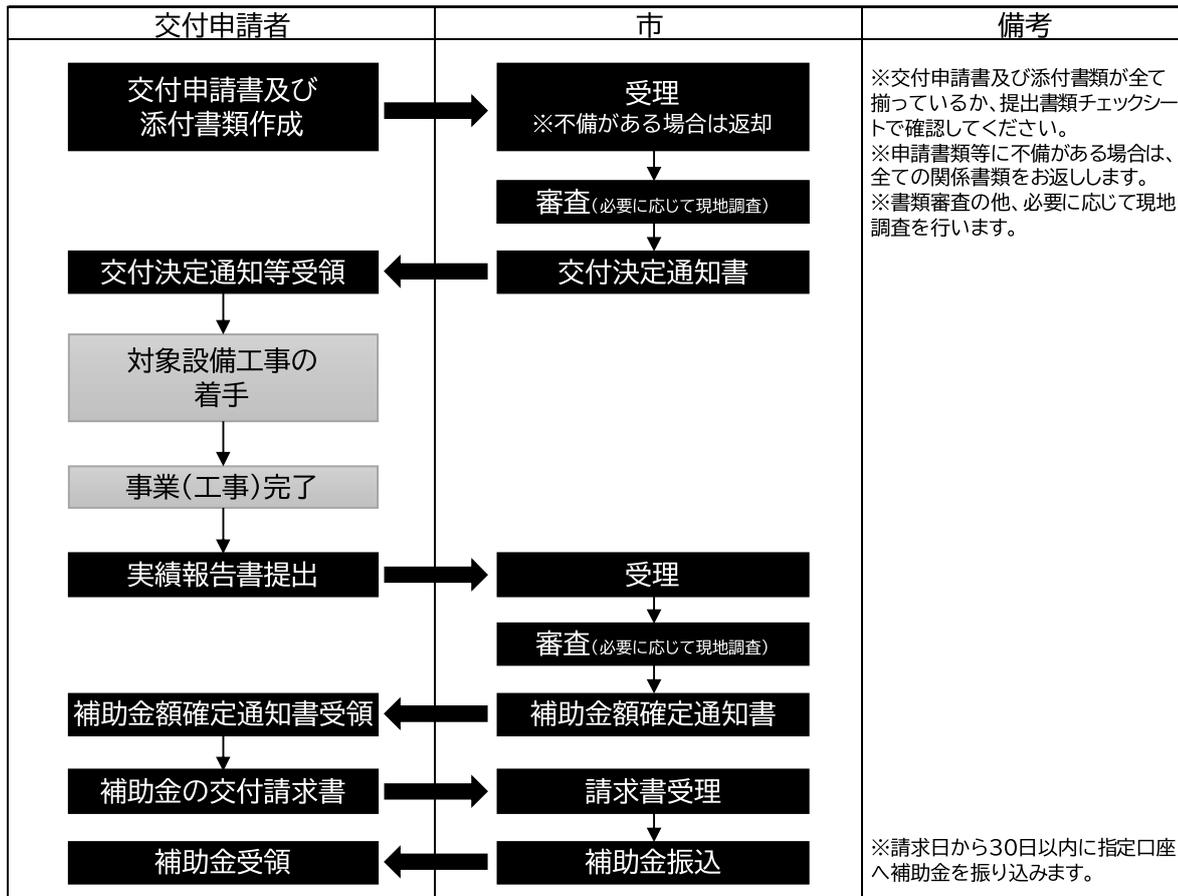
○建売住宅供給者によって補助対象設備が設置された市内の新築戸建建売住宅を申請者が取得する場合は、支払いや引渡しの前に申請してください。

【EV(電気自動車)】

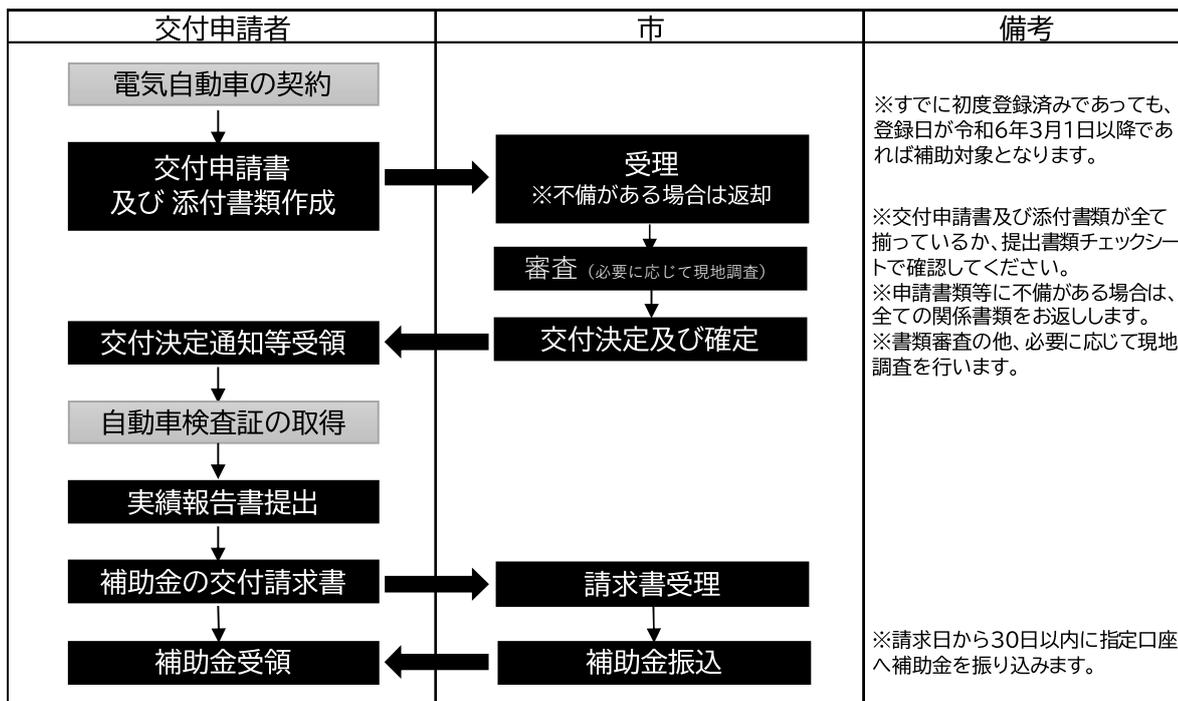
○自動車検査証の初度登録年月日が令和6年3月1日から令和7年2月28日までの車両であることを確認してください。

4. 申請から交付までの流れ

●太陽光発電設備及び蓄電池設備、ZEH住宅



●EV(電気自動車)



5. 補助金の額

対象設備により、補助金の額が異なります。なお、千円未満の端数が生じたときは切り捨てます。

太陽光発電設備	個人	1kwあたり7万円（1世帯あたり5kWが上限）
	事業者	1kwあたり5万円（1事業者あたり100kwが上限）
	※出力は、太陽電池モジュール公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナ出力の合計値のいずれか低い方で計算します。 小数点以下切り捨て ※PPA 又はリース事業者が申請者の場合は、補助対象設備の設置場所によって上記の金額とします。	
蓄電池設備 (個人のみ)	蓄電池の価格(工事費込み、税抜き)×1/3	
ZEH住宅 (個人のみ)	一戸あたり 85 万円	
電気自動車 EV	個人	経済産業省が行うクリーンエネルギー自動車導入促進補助金の額の1/2
	事業者	1事業者あたり10万円

6. 申請に必要な書類

下記必要書類の全てを申請期限までに提出してください。

なお、交付申請は各対象設備につき1回限りです。

※消せるボールペンでの書類作成は不可です。

【太陽光発電設備及び蓄電池設備の申請に必要なもの】

○交付申請書

書類名称	書類作成にあたっての留意事項等
補助金交付申請書(様式第1号) 様式第1号)	※交付申請書及びその他添付書類の氏名及び住所が全て同一であることを確認してください。

○添付書類

書類名称	書類作成にあたっての留意事項等
①事業計画書 (様式第1号別紙1から3のいずれか)	対象設備及び申請区分に合った事業計画書を提出してください。
②市税等納付状況申告書 及び市税等納付状況確認 承諾書	※補助対象設備の導入をPPA又はリースで行う場合は、申請者及び設置する個人又は事業者の確認承諾書を併せて提出してください。
③住所や所在地が確認できる書類	【個人が既存住宅に設置する場合】申請者を含む世帯全員が記載された住民票の写しを添付してください。

	<p>【個人が新築住宅に設置する場合】工事請負契約書等で契約者(申請者)と住所が確認できるようにしてください。</p> <p>【事業者が既存の事業所に設置する場合】現在事項全部証明書の写しを提出してください。設備を設置する事業所が現在事項全部証明書に記載されていない場合は、法人所在地証明等、所在地が確認できるものを提出してください。</p> <p>【事業者が新設の事業所に設置する場合】現在事項全部証明書の写しを提出してください。また新設の事業所の所在地等が工事請負契約書等で確認できるようにしてください。</p> <p>【PPA 又はリース事業者が申請する場合】申請者の現在事項全部証明書の写しに併せて、設備を設置する場所が個人の住宅の場合は個人の要件を、事業所に設置する場合は事業者の要件を満たす書類を提出してください。</p> <p>※発行後3カ月以内のものを提出してください。</p>
④設備設置に係る工事請負契約書又は見積書の写し	<p>対象設備を導入(設置及び購入)することが確認できる契約書の写しを添付してください。</p> <p>※申請者本人が契約したもの</p> <p>※当初契約後に変更契約をしている場合は、原契約及び変更契約の全ての契約書写しを添付してください。</p> <p>※補助対象経費等の内訳が確認できない場合は、⑥設備設置に係る費用の内訳書を添付してください。</p> <p>※業者選定にあたっては、<u>2社以上の見積をとるなど、十分な検討を行ってください。</u></p>
【リース、PPAの場合】 ⑤契約内容のわかる書類	<p>【リースの場合】・リース契約書の写し ・リース計算書等※</p> <p>【PPAの場合】・PPA事業実施契約書の写し ・料金計算書等※</p> <p>※<u>補助金額相当分が需要家に還元できている(リース料金や PPA サービス料金から控除されている)ことが確認できるように作成してください。</u>また、補助対象設備等が法定耐用年数の期間満了まで継続的に使用するために必要な措置(保守サービス)等を証明できるような内容としてください。</p>
⑥設備設置に係る費用の内訳書	<p>契約書又は見積書の写しで補助対象経費が確認できない場合は添付してください。</p> <p>※値引きがある場合は、添付書類の項目別金額の欄外に「値引後〇〇円」と追記してください。</p>
⑦設備の性能、規格等がわかる書類	<p>太陽電池モジュール及びパワーコンディショナの型式名と製造番号及び定格出力が確認できる資料として、メーカーカタログ等を添付</p>

	してください。
⑧設備の設置場所の位置図	太陽電池モジュールの枚数が分かるように記載してください。
⑨設備の設置場所の写真	設備を設置予定の場所を撮影してください。既に設備が設置された建売住宅を購入する場合は、設備が設置された写真を撮影してください。
⑩設備設置承諾書(様式第1号別紙8)	申請者がPPA又はリース事業者の場合に提出してください。
⑪提出書類チェックシート	

【ZEH住宅の申請に必要となるもの】

○交付申請書

書類名称	書類作成にあたっての留意事項等
補助金交付申請書(様式第1号)	※交付申請書及びその他添付書類の氏名及び住所が全て同一であることを確認してください。

○添付書類

書類名称	書類作成にあたっての留意事項等
①事業計画書(様式第1号別紙4)	対象設備及び申請区分に合った事業計画書を提出してください。
②市税等納付状況申告書及び市税等納付状況確認承諾書	申請者の確認承諾書を提出してください。
③補助対象住宅を購入することが確認できる契約書の写し	※申請者本人が契約したもの ※契約者(申請者)と住所が確認できるもの ※当初契約後に変更契約をしている場合は、原契約及び変更契約の全ての契約書写しを添付してください。
④費用の内訳書	契約書で補助対象経費が確認できない場合は添付してください。 ※値引きがある場合は、添付書類の項目別金額の欄外に「値引後〇〇円」と追記してください。
⑤補助対象住宅の位置図	
⑥補助対象住宅の写真	新築の場合は、建築予定地の写真
⑦導入予定の太陽光発電設備等の仕様書、パンフレット等の写し	太陽光発電設備補助金と同時申請の場合は不要です。
⑧BELS評価書(ZEHマークのあるもの)の写しまたはZEH水準に適合するこ	BELS評価書(ZEHマークのあるもの)の写し以外の書類を提出する場合は、ZEHロードマップにおける「ZEH」の定義を満たすことが確認できるものを提出してください。

とを証明する書類の写し	
⑨提出書類チェックシート	

【電気自動車の申請に必要となるもの】

○交付申請書

書類名称	書類作成にあたっての留意事項等
補助金等交付申請書(様式第1号)	※交付申請書及びその他添付書類の氏名及び住所が全て同一であることを確認してください。

○添付書類

書類名称	書類作成にあたっての留意事項等
①事業計画書 (様式第1号別紙5から7)	申請区分に合った事業計画書を提出してください。
②市税等納付状況申告書 及び市税等納付状況確認 承諾書	※補助対象設備の導入をリースで行う場合は、申請者及び使用する個人又は事業者の確認承諾書を併せて提出してください。
③住民票の写し又は現在 事項全部証明書の写し	【個人が申請する場合】申請者を含む世帯全員が記載された住民票の写しを添付してください。 【事業者が申請する場合】現在事項全部証明書の写しを提出してください。 【リース事業者が申請する場合】申請者の現在事項全部証明書の写しに併せて、設備の使用者が個人の場合は個人の要件を、事業者の場合は事業者の要件を満たす書類を提出してください。 ※発行後3カ月以内のものを提出してください。
④電気自動車の契約書の 写し	申請者(使用者)本人が契約したものであることを確認してください。
【リースの場合】 ⑤契約内容のわかる書類	・リース契約書の写し ・リース料金計算書等※ ※補助金額相当分が需要家に還元できている(リース料金から控除されている)ことが確認できるように作成してください。また、リース期間が4年以上となっていることを確認してください。
⑥電気自動車のパンフレット	仕様、規格が確認でき、補助対象であることが確認できる書類を添付してください。
⑦災害時の非常用電源供給に関する承諾書(様式第2号)	
⑧提出書類チェックシート	

7. 補助金の交付決定

交付申請書の内容を審査し、申請のあった日から 14 日以内に中津市脱炭素社会推進事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第 3 号)の送付により、補助金交付の可否を通知します。

なお、審査にあたり現地調査を行う場合があります。

8. 実績報告

補助金の交付決定を受け、その補助事業等が完了した日から 30 日以内又は2月末日(電気自動車の場合は3月末日)のいずれか早い日までに以下の関係書類を提出してください。

申請区分	実績報告書	添付書類
太陽光発電設備 及び蓄電池	中津市脱炭素社会推進事業補助金実績報告書(様式第6号)	① 事業実施報告書(様式 6 号別紙 1) ② 太陽光発電設備等の設置状況が確認できる写真 ③ 太陽光発電設備等の設置状況が確認できる設備配置図 ④ 太陽光発電設備等の設置に係る契約書及び領収書の写し ⑤ 設備の型式、容量等が確認できる書類(保証書など) ⑥ 太陽光発電設備における、電力会社との電力需給契約書の写し
ZEH住宅		① 事業実施報告書(様式 6 号別紙 1) ② 補助対象住宅の購入に係る領収書の写し ③ 住宅用家屋証明書の写し ④ 工事が適正行われていることがわかる工事中的の写真 ⑤ 工事が適正に行われたことが確認できる外観写真
EV(電気自動車)		① 事業実施報告書(様式 6 号別紙 2) ② 対象となる電気自動車の領収書の写し ③ 自動車検査証の写し ④ 【個人の場合】再エネ設備での充電を確認できる写真

9. 補助金の交付請求

補助金額確定通知書を受け、中津市脱炭素社会推進事業補助金交付請求書(様式第 8 号)に必要事項を記入の上、環境政策課へ持参又は郵送にて提出してください。

なお、請求日から30日以内に指定口座へ振り込みます。記帳にて入金をご確認ください。

10. 補助金の交付決定の取り消し又は補助金の返還

偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けた場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消され、補助金を返還しなければなりません。

11. その他

補助対象者は、対象設備の導入に関する帳簿及び書類を備え付け、交付決定が確定した年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。

12. Q&A

Q1 居住する住宅以外の敷地内の建物(倉庫や車庫の屋根)に設置された太陽光発電システムと対象設備を接続する場合は、補助対象となりますか？

A1 補助対象となります。この場合、太陽電池モジュールを設置した建物の全景写真、住居(発電した電力の引込み先)の全景写真及び発電した電力の引込み先住居と設置建物の位置関係の図面(任意様式)を添付書類として提出してください。

Q2 二世帯住宅の場合、それぞれの世帯で太陽光発電システムの設置契約等をすれば、それぞれ補助金の交付申請をすることができますか？

A2 1住宅1システムを基本的な考え方とします。複数世帯住宅は、同一建物・同一物件とみなし、各世帯からの交付申請はできません。ただし、同一敷地内に(区分登記可能な)専用住宅が2棟建っていて各住宅へ居住する世帯が異なる場合で、契約関係等全てが各世帯で独立している場合は交付申請できます。

Q3 補助金申請者と電力需給契約者が違います。補助金の対象となりますか？

A3 補助の対象とはなりません。補助金申請者＝対象設備導入にかかる契約者＝領収書の宛名＝電力需給契約者でなければなりません。(PPA またはリースによる導入の場合はこの限りではありません)
ただし、EV の申請においてのみ、電力需給契約者と同一世帯のものが導入(購入)者である場合には、補助の対象となります。

Q4 購入電力量のお知らせに記載されている住所地が、実際の住所地と異なります。

A4 電力会社へ正しい住所地を連絡し、住所地が訂正された購入電力量のお知らせを添付してください。

Q5 交付申請書を提出した際に不足書類等があった場合、不足書類等は後日提出するので、その他の申請書類を市で預かってもらえますか？

A5 申請書類等に不備があった場合は、全ての書類をお返しします。不備を直した後、改めて窓口へ持参してください。

Q6 消費税は補助対象経費に含まれますか？

A6 消費税は補助対象経費には含まれません。税抜きで計算してください。

Q7 既存住宅の屋根部に太陽光発電設備を設置しようと思いますが、施工業者より屋根の補強が必要との話がありました。屋根の補強も補助対象となりますか？

A7 補助対象になりません。既存建物の屋根補強費用については、自己負担でお願いいたします。基本的に補助対象経費は、システム本体・配線・設置工事の各費用が対象となります。

Q8 店舗兼住宅で太陽光の申請をする場合は個人と事業者のどちらで申請したらいいですか？

A8 電力契約等が住宅と店舗で分かれている場合は、該当する区分で申請してください。電力契約等が同一の場合は、個人住宅が自家消費率 30%以上、事業者の場合は自家消費率 50%以上が要件となっておりますので、要件を満たす区分で申請してください。

Q9 事業者として申請したいのですが、個人事業主なので法人登記をしていません。確認書類は何になりますか？

A9 代表者個人の住民票の写しと併せて、営業許可証、開業届出書、確定申告書の写し等を提出してください。

Q10 事業着手日とはどの時点からをいいますか？

A10 補助事業に係る工事の着手日とします。ただし、補助事業に係る工事には、住宅の建築に係る基礎工事は含まれません。

Q11 PHEV は補助の対象になりますか？

A11 PHEV(プラグインハイブリッド車)や HV(ハイブリッド車)、FCV(燃料電池自動車)は当補助金の対象ではありません。

Q12 新古車や中古車は補助の対象になりますか？

A12 新古車や中古車は対象になりません。自動車検査証記録事項又は自動車検査証の備考欄に、「新規登録」又は「新規検査」と記載されているものが対象になります。

Q13 夫婦がそれぞれの名義で EV を購入する場合、2 台とも補助金の申請はできますか？

A13 本補助金は使用者 1 名につき、1 台を補助対象とします。同一世帯であっても、EVの使用者がそれぞれ異なる場合は、申請が可能です。

Q14 蓄電池設備のパワーコンディショナが太陽光発電設備のパワーコンディショナと一体型(ハイブリッド)の場合でも、導入価格が蓄電容量 1kWhあたり 15 万 5 千円以下であることが必要ですか？

A14 蓄電池の価格算定にあたり、太陽光発電部分に係る経費分を切り分けて控除することができます。経費を分けられない場合は、パワーコンディショナの定格出力(系統側)1kW あたり 2 万円を控除する(定格出力のkW 単位の小数点第二位以下は切り捨て)ことができます。

Q15 太陽光・蓄電池の補助金について、国や県の他の補助金との併用は可能ですか？

A15 本制度と補助対象が重複する場合は、併用はできません。

Q16 太陽光・蓄電池・ZEH補助金の同時申請は可能ですか？

A16 同時に申請可能です。ただし、ZEH補助金のみの申請の場合は太陽光パネルの余剰電力の売電にFIT(固定価格買取制度)を使用できますが、太陽光発電設備補助金と同時申請の場合はFITを使用することができなくなります。

●問い合わせ

中津市 企画市民環境部 環境政策課 環境政策係

電話番号:0979(62)9071

Eメール:kankyouseisaku@city.nakatsu.lg.jp